

訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和8年6月～)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		1176 単位 日割の場合	39	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス12日割		2349 単位 日割の場合	77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		3727 単位 日割の場合	123	1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき
A2 2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	1回につき
A2 2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220	1回につき
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	1回につき
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11				
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12 1月につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23 1月につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37 1月につき
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3 1回につき
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2 1回につき
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2 1回につき
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2 1回につき
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11				
A2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12 1月につき
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23 1月につき
A2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37 1月につき
A2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3 1回につき
A2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2 1回につき
A2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2 1回につき
A2 D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2 1回につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1				
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者等がサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50 月1回限度
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき
A2 6183	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算	
A2 6184	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算	
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

通所型サービス(独自)サービスコード表(令和8年6月～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目						単位数	単位
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798 単位	日割の場合	59 単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2		3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621 単位	日割の場合	119 単位	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447 単位	447	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未 実施減算	イ 1週当たりの標準 的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減 算	イ 1週当たりの標準 的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供 加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住 する者又は同一建物から 利用する者に通所型サー ビス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的 な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3			ロ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡ		事業対象者・要支援2	176 単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2) サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3) サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠⅠ	利用定員が19人以上 の場合	利用定員が19人以上 の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算		
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡⅠ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠⅠ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算			
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡⅠ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算ⅢⅠⅠ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)イ	所定単位数の 99/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅠⅠ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)イ	所定単位数の 83/1000 加算			
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠⅡ		利用定員が19人未満 の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算		
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡⅡ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算		
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠⅡ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算		
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡⅡ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算		
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算ⅢⅠⅡ			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)イ	所定単位数の 105/1000 加算		
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅠⅡ			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)イ	所定単位数の 89/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目						単位数	単位
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成	算定
種類	項目							単位数	単位
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき	
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき	
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき	
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、
 すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表(令和8年6月1日～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
AF		イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2・ 要介護1・2・3・4・5			442 単位		1月につき	
			高齢者虐待防止措置未実施減算		438 単位			
			4 単位減算	業務継続計画未策定減算	4 単位減算	434 単位		
			442 単位		業務継続計画未策定減算	4 単位減算		438 単位
		ロ 初回加算	300 単位加算					
			ハ 委託運携加算				300 単位加算	
AF	7111	ニ 介護職員等処遇改善加算	※4が15未満の所定単位数の1000分の2に相当する単位数を算出し、ありうる単位数の組合せを記載。4つの中からいずれかを選定。				9 単位加算	
AF	7121						15 単位加算	
AF	7131						16 単位加算	
AF	7141						22 単位加算	

※網掛け部分については、市町村が規定する。その場合、サービスコードの下4桁は1001～9999にすること。
また、合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。
なお、国が規定する単位数(本体・加算)を組み合わせて合成単位数を規定するといったことも可能とする。